

富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例施行規則

令和元年 10 月 1 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例(令和元年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める基準(以下「関係法令及び条例の遵守」という。)は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める基準(以下「設置に係る遵守事項」という。)は、別表第 2 に定めるとおりとする。

3 条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める基準(以下「維持管理に係る遵守事項」という。)は、別表第 3 に定めるとおりとする。

(特定発電事業計画の事前協議)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する事業計画事前協議を受けようとする事業者は、特定発電事業計画事前協議書(様式第 1 号)により、町長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する許可申請前事前協議を受けようとする事業者は、特定発電事業計画許可申請前事前協議書(様式第 2 号)により、町長に提出しなければならない。

(特定発電事業計画の実施に係る許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条に規定する申請を受けようとする事業者は、特定発電事業計画許可申請書(様式第 3 号)により、町長に提出しなければならない。

(特定発電事業計画の説明経過の報告)

第 5 条 事業者は、条例第 9 条第 6 項に規定による報告は、特定発電事業計画説明経過報告書(様式第 4 号)により、町長に報告しなければならない。

(下流の区・集落組合からの意見聴取の報告)

第 6 条 事業者は、条例第 9 条第 7 項に規定による報告は、特定発電事業計画の排水の放流に伴う意見聴取報告書(様式第 5 号)により、町長に報告しなければならない。

(近接住民及び関係区の同意)

第7条 事業者は、条例第10条の規定については、特定発電事業計画同意書(様式第6号)により、町長に提出しなければならない。

(特定発電事業計画の許可・不許可)

第8条 町長は、条例第11条第4項の規定により通知を行う場合は、特定発電事業計画許可・不許可通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(特定発電事業の変更計画に係る許可の申請)

第9条 許可事業者は、条例第12条に規定により特定発電事業計画を変更しようとするときは、特定発電事業変更計画許可申請書(様式第3号)により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、特定発電事業変更計画許可・不許可通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 同条に規定する軽微な変更は次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計者、工事施工者の変更
- (2) 保安点検責任者の変更
- (3) 特定発電事業の着手又は完了の予定年月日の変更
- (4) 雨水排水及び土砂流出に影響が生じない小規模な土地の造成及び防護柵等の変更
- (5) その他、町長が特に軽微な内容と認めるもの

(特定発電事業の工事着手の届出)

第10条 許可事業者は、条例第13条の規定により、特定発電事業工事着手届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(特定発電事業の工事完了の届出)

第11条 許可事業者は、条例第14条及び第15条第1項の規定により、特定発電事業工事完了届兼検査願い(様式第9号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、条例第15条第2項の規定により、特定発電事業適合通知書(様式第10号)を許可事業者に通知するものとする。

(許可の取消し通知)

第12条 町長は、条例第16条の規定により、許可を取り消すときは、特定発電事業許可取消し通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(特定発電事業の定期報告)

第13条 許可事業者は、条例第17条の規定により、特定発電事業定期報告書(様式第12号)を町長に毎年報告しなければならない。

(事業の承継の届出)

第14条 事業を承継した者は、条例第18条第1項の規定により、特定発電事業承継届(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(異常発生時等の報告)

第15条 許可事業者は、条例第19条の規定により、報告の必要性が生じたときは、特定発電事業異常発生報告書(様式第14号)により、町長に報告しなければならない。

(廃止に係る届出)

第16条 許可事業者は、条例第21条の規定により特定発電事業を廃止するときは、特定発電事業廃止届(様式第15号)により、町長に提出しなければならない。

(立入調査身分証明書)

第17条 立入り調査を行う職員等は、条例第22条第2項に規定する立入調査身分証明書(様式第16号)を携帯しなければならない。

(指導及び助言)

第18条 条例第23条に規定する指導及び助言は、特定発電事業に関する指導・助言書(様式第17号)により行うものとする。

(勧告)

第19条 条例第24条に規定する勧告は、特定発電事業に関する勧告書(様式第18号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年3月18日より適用する。